

長 第 07290001 号
令和 2 年 7 月 29 日

各和歌山県所管関係指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院施設長
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

入浴介助における安全確保の徹底について（依頼）

高齢者福祉及び介護サービスの提供につきましては、日頃より格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、サービス提供中の事故防止については、これまでも集団指導や研修において、周知徹底をお願いするとともに、令和元年12月10日付け長第12100001号通知により、入浴介助における安全確保の徹底をお願いしたところですが、先般、県内の事業所において、機械浴による入浴サービス提供中に腰ベルトの接着部分が剥がれ、利用者が浴槽内に滑り、病院搬送後に亡くなる事故が発生しました。

また、他県におきましても、これまで、ストレッチャー移乗時の転倒ややけどによる死亡事例が報告されています。

各事業所・施設においては、①利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の入浴介助の際には、常に事故の可能性があります、安全装置の利用漏れ・確認漏れ、利用者等から短時間目を離すなどの少しの不注意により、転倒、溺水、外傷などの重大な事故につながるおそれがあること、②機械浴を使用する利用者等は、自力で動けない場合が多いため、職員の技術や注意力がなお一層必要であることについて改めて全ての職員に周知徹底をお願いします。

併せまして、各管理者・施設長自らが、各事業所・施設における入浴介助方法に問題がないかなど、以下の点について改めて検証し、十分でない点があれば早急に改善するなど、事故の未然防止の徹底をお願いします。

記

1. 入浴機器を利用する時は、操作・使用説明書を再確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れ、劣化による摩耗などがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。
2. 1の使用方法を周知徹底させるためのマニュアルを整備し、職員研修を計画的に行うこと。
3. 利用者等の安全確認については、必ず複数の介護職員が連携して行うこと。
4. 介護職員は利用者等から短時間でも目を離さないこと。
5. サービス提供中の事故やヒヤリハットなどに関する報告を収集・分析し、抽出されたりリスク要因に対して解決策

を検討し、事業所又は施設全体で情報を共有すること。

6. 事故が発生した際に迅速な措置（頭部打撲・外傷等で重症が疑われる場合は、明らかな異常を認めなくてもすぐに医療機関を受診し検査を行うなど）を行うことができるように、緊急連絡網や関係マニュアルの整備・内容の再確認を行うこと。

※ なお、入浴時の事故防止に関するマニュアル及びサービス提供中に発生した転倒・転落による頭部外傷に関する情報については、以下の資料も参考にして下さい。

- 「介護老人保健施設 安全推進マニュアル ー入浴時の事故を防止するためにー」（公益社団法人全国老人保健施設協会監修）
URL : <https://www.roken.co.jp/business/>
- 「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析」（医療事故調査・支援センター）
URL : https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/index.php?content_id=1#teigen009

和歌山県介護サービス指導室 TEL 073-441-2527
